

第19回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和8年3月18日  
 告示番号 第4号  
 会議年月日 令和8年3月25日  
 会議の場所 川崎農村環境改善センター  
 出席委員 別紙のとおり  
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 阿部 繁 樹  
 局長補佐 浅岡 栄 嗣  
 農地係長 金野 亨  
 主 査 佐川 千 恵

本日の案件 第19回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
 開会時刻 午後3時1分

議 長	<p>ただ今から、第19回一関市農業委員会総会を開会いたします。                  本日の出席委員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。</p> <p>なお、2番 鈴木 弘也 委員、15番 鈴木 耕多 委員、20番 佐藤 和幸 委員、23番 千葉 平 委員 より欠席の届出がありました。</p> <p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p> <p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に 22番 遠藤 真一 委員、24番 藤野 秀一 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、浅岡 局長補佐、佐川 主査を指名いたします。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>「報告第43号 農政専門委員会の報告について」を議題いたします。</p> <p>及川 治雄 農地専門委員会委員長に報告を求めます。</p>

及川 治雄 農地  
専門委員会委員長

第4回農地専門委員会協議結果報告をいたします。  
開催日時、令和8年3月17日、火曜日、9時30分から10時25分  
までです。

開催場所、川崎農村環境改善センター4階 会議室です。

出席者、私ほか農地専門委員 出席6名、欠席4名、事務局  
金野農地係長、佐川主査です。

議題、報告 農地パトロール（農地利用状況調査）の結果につ  
いて、協議 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該  
当判断についてです。

報告事項、令和7年度に行った農地パトロール（農地利用状況  
調査）の結果について次のとおり報告がありました。

主に7月から9月に実施した農地パトロールの実績は、調査日  
数のべ41日、出席委員数のべ166人、調査筆数920筆、調査面積は  
約154.2haでありました。

調査した農地のうち、「再生利用が可能な荒廃農地」（A分  
類）と「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」（B分類）と判  
断した農地について、所有者に利用意向調査を行った、というこ  
とでありました。

協議事項、次の点について審議を行いました。

荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断につ  
いては、「非農地判定対象地一覧」により協議し、掲載された農  
地を非農地と判断することについて、可と決定されました。

以上のとおり、報告します。

議 長

以上で「報告第43号」の報告を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第43号」の質疑を終わります。

次に、「報告第44号 専決処分の報告について」を議題といた  
します。

局 長

事務局の説明を求めます。

2ページをお開き願います。

報告第44号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による権利の取得の届出について、専  
決処分しましたので農地法関係事務処理要領 第3の3の規定に  
基づき報告するものです。

3ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分し

た内容につきましては、先月の総会以後の相続による届出に対し、審査の結果、適法と判断し、受理及び決定したもので、記載の第1号から9ページの第25号までの25件、25名の方から届出のあったものであり、専決処分の日は令和8年3月12日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは、遅滞なく受理通知書をその届出者に交付する」、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第44号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第44号」の質疑を終わります。

次に、「報告第45号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

局 長

事務局の説明を求めます。

10ページをお開き願います。

報告第45号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

本件につきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から14ページの第28号までの28件、29筆にかかる農地現状変更届出書を受理しましたので、同要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員におかれましては随時現地調査により施工状況の監視・指導をお願いいたします。

届出のありました土地の所在地、及び届出人等につきましては議案書に記載のとおりであります。現状変更の理由は、田んぼの高低差解消のため盛土を行うもの、農業用施設を設置しようと

議  
議  
局

長  
長  
長

するもの、作業の効率化を図るため、畦畔を除去しようとする申請内容です。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第 45 号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、「報告第 45 号」の質疑を終わります。

次に、「議案第 119 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

15 ページをお開き願います。

議案第 119 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

はじめに、一関地域に係る申請 2 件です。

第 1 号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 13 年 2 月 28 日までの 5 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第 2 号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 13 年 12 月 31 日までの 5 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

16 ページをお開き願います。

次に、花泉地域に係る申請 15 件です。

第 3 号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 17 年 12 月 31 日までの 10 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

17 ページをお開き願います。

第 4 号及び第 5 号につきましては、いずれも貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けて

いた農地を引き続き賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間はいずれも記載のとおり令和 12 年 12 月 31 日までの 5 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第 6 号につきましては、貸付人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

18 ページをお開き願います。

第 7 号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

19 ページをお開き願います。

第 8 号及び第 9 号につきましては、いずれも貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり、第 8 号については令和 15 年 12 月 31 日までの 8 年間、第 9 号については令和 17 年 12 月 31 日までの 10 年間で、賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

20 ページをお開き願います。

第 10 号及び第 11 号につきましては、いずれも貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間はいずれも記載のとおり令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第 12 号につきましては、譲渡人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

21 ページをお開き願います。

第 13 号及び第 14 号につきましては、いずれも貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き賃貸借により借受けようとするもので、貸借

期間は記載のとおり、第 13 号については令和 12 年 12 月 31 日までの 5 年間、第 14 号については令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間で、賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

22 ページをお開き願います。

第 15 号から 23 ページの第 17 号までの 3 件につきましては、いずれも貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間はいずれも記載のとおり令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

23 ページをお開き願います。

次に、大東地域に係る申請 5 件です。

第 18 号につきましては、譲渡人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

24 ページをお開き願います。

第 19 号につきましては、譲渡人から後継者である譲受人に対して、経営移譲のため、生前一括贈与により農地を譲ろうとするものです。

25 ページをお開き願います。

第 20 号から第 22 号までの 3 件につきましては、いずれも貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間はいずれも記載のとおり令和 12 年 12 月 31 日までの 5 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

26 ページをお開き願います。

次に、千厩地域に係る申請 3 件です。

第 23 号につきましては、譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において自身が構成員となっている農事組合法人への集積を図るため、贈与により農地を取得しようとするものです。

第 24 号につきましては、譲渡人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において自身が構成員となっている農事組合法人への集積を図るため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

27 ページをお開き願います。

第 25 号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 12 年 12 月 31 日までの 5 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

次に、東山地域に係る申請 3 件です。

第 26 号から 28 ページ第 28 号までの 3 件につきましては、いずれも貸付人である一関市から、それぞれ借受人において、従前より借受けていた市有牧野の一部を引き続き賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間はいずれも記載のとおり令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間で、賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

28 ページをお開き願います。

次に、室根地域に係る申請 2 件です。

第 29 号及び 29 ページの第 30 号の 2 件につきましては、いずれも貸付人が高齢のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間はいずれも記載のとおり令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

29 ページをお開き願います。

次に、藤沢地域に係る申請 3 件です。

第 31 号につきましては、貸付人が高齢のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第 32 号につきましては、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人において養畜事業の採草のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

30 ページをお開き願います。

第 33 号につきましては、譲渡人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

以上で、説明を終わります。

議 長

以上で「議案第 119 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

11番

一関地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。

阿部 久美子 委員

現地調査日、令和 8 年 3 月 11 日、水曜日、午前 9 時より、現地調査員 農業委員 齋藤委員、私 阿部、農地利用最適化推進委員 石川委員、岩渕委員、事務局職員 佐藤主事、農政推進課職員 千葉主事で行いました。

報告内容、第 1 号及び第 2 号について、別紙農地法第 3 条現地調査書のとおり現地確認により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

13番

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

及川 治雄 委員

花泉地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和 8 年 3 月 10 日、火曜日、午前 9 時 30 分より、現地調査員 農業委員 私 及川、農地利用最適化推進委員 及川委員、佐々木委員、支所職員 菅原主任主事で行いました。

報告内容、第 3 号から第 17 号について、別紙農地法第 3 条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

14番

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

佐藤 喜明 委員

大東地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和 8 年 3 月 10 日、火曜日、午後 1 時 30 分より、現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、三浦委員、支所職員 千葉主事で行いました。

報告内容、第 18 号から第 22 号について、別紙農地法第 3 条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

22番  
遠藤 真一 委員

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。  
千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和8年3月10日、火曜日、午前9時30分より、  
現地調査員 農業委員 私 遠藤、農地利用最適化推進委員 小  
野寺委員、菊地委員、支所職員 小山主任主査で行いました。

報告内容、第23号から第25号について、別紙農地法第3条現  
地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、  
効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題  
ないと思われます。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

19番  
佐藤 想司 委員

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。  
東山地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和8年3月10日、火曜日、午前9時より、現地  
調査員 農業委員 鈴木委員、私 佐藤、農地利用最適化推進委  
員 千葉委員、小野委員、支所職員 菊池主任主事で行いまし  
た。

報告内容、第26号から第28号について、別紙農地法第3条現  
地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、  
効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題  
ないと思われます。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

17番  
藤原 美喜男 委員

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。  
室根地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和8年3月10日、火曜日、午前9時より、現地  
調査員 農業委員 鈴木委員、私 藤原、農地利用最適化推進委  
員 岩渕委員、支所職員 伊東主査、小野寺主任主事で行いまし  
た。

報告内容、第29号及び第30号について、別紙農地法第3条現  
地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、  
効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題  
ないと思われます。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

8番

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。  
藤沢地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

佐藤 和威治 委員

現地調査日、令和8年3月10日、火曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 佐々木委員、畠山委員、支所職員 千葉主任主事で行いました。

報告内容、第31号から第33号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

なお、15 ページ第1号については、7番 菅原 聡子 委員が、23 ページ第18号については、10番 鈴木 清吾 委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願

議 長

います。

(なしの声あり)  
審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

議 長

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第119号」第1号及び第18号を除き可と決する方は挙手願

議 長

います。

(挙手満場)  
挙手満場と認めます。

よって可と決します。

次に、「議案第119号」第1号について審議いたします。

菅原 聡子 委員は退室願

議 長

います。

(午後3時28分 退室)

審議願

議 長

います。

(なしの声あり)  
審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

議 長

(異議なしの声あり)  
異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第119号」第1号を可と決する方は挙手願

議 長

います。

(挙手満場)  
挙手満場と認めます。

よって、可と決します。

菅原 聡子 委員は入室願

います。

(午後3時29分 入室)

議	長	菅原 聡子 委員に申し上げます。 「議案第 119 号」第 1 号を可と決しました。 次に、「議案第 119 号」第 18 号について審議いたします。 鈴木 清吾 委員は退室願います。 (午後 3 時 29 分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第 119 号」第 18 号を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、可と決します。 鈴木 清吾 委員は入室願います。 (午後 3 時 30 分 入室)
議	長	鈴木 清吾 委員に申し上げます。 「議案第 119 号」第 18 号を可と決しました。 次に、「議案第 120 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願いに対する可否について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
農地係	長	31 ページをお開き願います。 議案第 120 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願いに対する可否について、内容をご説明いたします。 本議案は、令和 8 年 1 月 26 日付で許可と決定した農地の贈与について、取消願出書の提出があったので、その取消について可否の決定を求めるものです。 本件は、複数名の共有名義となっていた農地について、所有権の整理を進めるため、地方自治法 260 条の 2 に基づく認可地縁団体に共有者全員の持ち分を集約した上で、それぞれの農地を従前から耕作・維持管理してきた人に贈与により所有権を移転する手続きを行ったものでしたが、譲渡人の代表者と譲受人が同一人物であったため、法務局において変更登記ができなかったことから、一旦許可を取り消し、代表者を変更した上で改めて 3 条申請を行おうとするものであります。 以上で説明を終わります。
議	長	以上で、「議案第 120 号」の説明を終わります。

審議願います。  
(なしの声あり)

議 長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。  
「議案第 120 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願  
いに対する可否について」を可と決する方は挙手願います。  
(挙手満場)

議 長 挙手満場と認めます。  
よって、「議案第 120 号」を可と決します。  
次に、「議案第 121 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可  
申請に対する意見について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

農 地 係 長 32 ページをお開き願います。  
議案第 121 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対  
する意見について、内容をご説明いたします。  
次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請書の提  
出があったので、可否について、意見を求めるものです。  
まず、一関地域に係る申請 7 件です。  
第 1 号は、譲受人が共同住宅を建築するため、転用申請するも  
のです。  
農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であ  
るため、第 3 種農地と判断しました。  
第 2 号は、譲受人が自己住宅を建築するため、転用申請するも  
のです。  
農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であ  
るため、第 3 種農地と判断しました。  
第 3 号は、譲受人が学習塾を建築するため、転用申請するもの  
です。  
農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域および第一種低  
層住居専用地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断し  
ました。  
33 ページをお開き願います。  
第 4 号は、譲受人が資材置場を整備するため、転用申請するも  
のです。  
農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であ  
るため、第 3 種農地と判断しました。

第5号及び6号、34ページの第7号は、譲受人が宅地分譲地を整備するため、転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請2件です。

第8号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第9号は、譲受人が自己住宅を建築するため、転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

35ページをお開き願います。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第10号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

本件の農地は、別の事業者が令和5年10月31日付けで太陽光発電設備を整備する目的で転用許可を得た農地の一部ですが、当時の事業者の事業規定の変更に伴い、水路が介在する土地での事業実施ができなくなったことから、許可の取消願いが提出され、令和7年11月26日付けで許可の取消しが行われた農地であります。

今回の譲受人は、詳細な現地調査を行った上で、事業実施が可能と判断し、転用申請に至ったものです。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第11号譲受人が貸し駐車場を整備するため、転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、藤沢地域に係る申請1件です。

第12号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第121号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果

11番  
阿部 久美子 委員

報告をお願いします。

一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が共同住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

第2号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

第3号、申請人が学習施設を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

第4号、申請人が資材置場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第5・6・7号、申請人が住宅分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

13番  
及川 治雄 委員

花泉地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第8号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

なお、農地の一部だけに太陽光発電設備を整備するため、前後の農地の農作業のために通路を確保してほしいということで、隣地の同意書をいただいております。そのため現地調査員の我々は、許可相当ということで確認いたしました。

第9号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

22番

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

遠藤 真一 委員	<p>現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第10号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>室根地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。</p>
17番 藤原 美喜男 委員	<p>現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第11号、申請人が駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>藤沢地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。</p>
8番 佐藤 和威治 委員	<p>現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第12号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第121号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 121 号」を許可相当と決めます。

次に、「議案第 122 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

36 ページをお開き願います。

議案第 122 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長から、農用地利用集積等促進計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借・一括方式が 43 件、貸借・再配分が 1 件、貸借・借入が 1 件、貸借・貸付が 1 件、売買・即売りが 2 件です。

38 ページをお開き願います。

はじめに貸借・一括方式ですが、

1 号から 40 ページの 13 号までの 13 件が一関地域の申請、

14 号から 42 ページの 24 号までの 11 件が花泉地域の申請、

25 号から 43 ページの 30 号までの 6 件が千厩地域の申請、

31 号から 44 ページの 33 号までの 3 件が東山地域の申請、

34 号から 36 号までの 3 件が室根地域の申請、

37 号から 46 ページの 43 号までの 7 件が藤沢地域の申請です。

なお、32 号は、登記地目・現況地目ともに田となっているところ、利用目的が畑となっている部分についてですが、これは田の形状を保ちながら、これまでハウスで玉ねぎを耕作してきて、今後は、キュウリを耕作する予定のため、利用目的が畑となっているものです。

47 ページをお開き願います。

次に貸借・借入ですが、一関地域 1 件の申請です。

48 ページをお開き願います。

次に貸借・貸付ですが、借入と同じ筆の一関地域 1 件の申請です。

49 ページをお開き願います。

次に貸借・再配分ですが、藤沢地域 1 件の申請です。

50 ページをお開き願います。

次に売買・即売りますが、花泉地域 2 件の申請です。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第 122 号」の説明を終わります。

なお、41 ページ【貸借・一括】第 18 号～22 号及び第 24 号については、21 番 佐藤 多賀幸 委員が、  
42 ページ 第 25 号については、24 番 藤野 秀一 委員が、  
43 ページ 第 29 号については、22 番 遠藤 真一 委員が、  
農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

(なしの声あり)

議 長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 122 号」【貸借・一括】第 18 号～22 号及び第 24 号～25 号及び第 29 号を除き可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長 挙手満場と認めます。

よって、可と決します。

次に、「議案第 122 号」第 18 号～22 号及び第 24 号について審議いたします。

佐藤 多賀幸 委員は退室願います。

(午後 3 時 48 分 退室)

議 長 審議願います。

(なしの声あり)

議 長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 122 号」第 18 号～22 号及び第 24 号を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長 挙手満場と認めます。

よって、可と決します。

佐藤 多賀幸 委員は入室願います。

(午後 3 時 49 分 入室)

議 長 佐藤 多賀幸 委員に申し上げます。

「議案第 122 号」第 18 号～22 号及び第 24 号を可と決しました。

次に、【貸借・一括】第 25 号について審議いたします。

藤野 秀一 委員は退室願います。

(午後 3 時 49 分 退室)

議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第 122 号」【貸借・一括】第 25 号を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、可と決します。 藤野 秀一 委員は入室願います。 (午後 3 時 50 分 入室)
議	長	藤野 秀一 委員に申し上げます。 「議案第 122 号」【貸借・一括】第 25 号を可と決しました。 次に、【貸借・一括】第 29 号について審議いたします。 遠藤 真一 委員は退室願います。 (午後 3 時 50 分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第 122 号」【貸借・一括】第 29 号を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、可と決します。 遠藤 真一 委員は入室願います。 (午後 3 時 51 分 入室)
議	長	次に、「議案第 123 号 荒廃農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」の該当判断について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
農地係	長	51 ページをお開き願います。 議案第 123 号 荒廃農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」の該当判断について、内容をご説明いたします。 農地法の運用について第 4 (1) の規定に基づき、農地・非農地の判断を求めるものです。

52 ページをお開き願います。

この一覧は、先ほど農地専門委員長報告がございました農地パトロールの結果、B分類(再生困難)と判定された農地について、関係部署と協議のうえ、非農地対象として支障がないと判断した農地について、所有者等への文書による意思確認を行い、「今後も農地として管理する」との申出があった農地を除いたものです。

一関地域 117 件、花泉地域 20 件、大東地域 19 件、千厩地域 43 件、東山地域 18 件、室根地域 9 件、川崎地域 9 件、藤沢地域 141 件です。

なお、ナンバー138 から 156 の大東地域分とナンバー157 から 199 の千厩地域分とナンバー200 から 217 の東山地域分について、それぞれ字名欄で町名の記載が抜けておりましたので、お詫びいたします。

以上、合計、376 筆、577,899 m<sup>2</sup>について非農地の判断を求めるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第 123 号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 123 号 荒廃農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」の該当判断について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 123 号」を可と決します。

「議案第 124 号」につきましては取り下げとなっておりますので、次に、本日追加提案といたします「議案第 125 号 農地利用最適化推進委員の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

本日、追加で配布いたしております議案書をご覧ください。

議案第 125 号 農地利用最適化推進委員の決定について、議案の内容をご説明いたします。

前任者の辞任に伴いまして、欠員となっております東山地域の農地利用最適化推進委員 1 名について、次の者を委嘱したいの

で、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、議決を求めるものです。

同推進委員の選考経過であります。令和 8 年 1 月 13 日から 2 月 12 日まで公募を行いました結果、定員 1 名に対し、団体推薦により 1 名の応募があったところであります。

その後、令和 8 年 2 月 25 日に選考委員 8 名によりまず一関市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催し、応募者にかかる審査を行った結果、これを適任であると判断し、候補者として決定したものです。

2 枚目の参考資料をご覧ください。

候補者につきましては、中村健一氏 68 歳であります。令和 2 年に、いわて平泉農業協同組合を退職され、現在は農業に従事しておられます。

推薦者は、JA いわて平泉農家組合協議会東山支部 代表 佐藤守男氏であります。

以上、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご決定いただきました場合には、総会終了後、この場において委嘱状交付式を執り行う定としております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第 125 号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 125 号 農地利用最適化推進委員の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 125 号」を可と決します。

以上で議案審議が終了いたしました。

第 19 回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後 4 時 25 分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員